

和泉市テニス連盟規約

第1章 名称と事務局

第1条 本連盟は和泉市テニス連盟と称す。

第2条 本連盟は事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は和泉市内におけるテニスの普及、発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. テニス大会の開催。
2. 講習会・研修会の開催。
3. その他目的達成に必要な事業。

第4章 会員及び組織

第5条 本連盟の主旨に賛同する次の会員を以って組織する。

- 1、 会員 イ、和泉市に在住、在勤、在学する個人。
ロ、和泉市所在又は近在のテニス団体及びその会員。
ハ、上記以外で総会の承認を得て加盟した個人。

第5章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- 1、 会長 1名
- 2、 副会長 1名又は2名
- 3、 理事（理事長1、会計1、事務局長1、書記1を含む） 若干名
- 4、 クラブ代表 第9条により選出
- 5、 会計監査 1名

第7条 役員任期は1年とし、留任は妨げない。

第8条 役員（クラブ代表は除く）は総会の決議によりこれを定める。

第9条 クラブ代表は次の様に選出する。会員6名以上を有する加盟団体を代表する者1名

第10条 理事長および理事は理事会を組織し、本連盟の事業の企画、立案などの運営にあたる。

第6章 会議

第11条 総会は毎年1回会長が召集する。総会は理事、クラブ代表の半数以上の出席（委任状含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。

第12条 理事会は会長及び理事長が召集し、総数の半数以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数をもって行なう。

第7章 会計

第13条 本連盟の経費は入会金、大会参加費、寄付金及び補助金、雑収入をもってこれを支弁する。

第14条 会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

但し、本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 付則

第15条 本規約の改正は総会で決定する。

第16条 本規約の施行に必要な諸規定は理事会で決定する。

第17条 本規約は昭和63年8月28日より施行する。

本規約は平成10年3月23日から一部改正施行する。

本規約は平成20年3月2日から一部改正施行する。

本規約は平成21年3月8日から一部改正施行する。

細 則

第1条 新しく加入する個人の入会金は1人、1000円とする。但し、18歳未満は無料とする。
また、組織整備等必要に応じて5年毎（2018年を起点とする）に再登録を実施する。
その必要経費はその都度理事会で決める。（2018年時点で500円とする）

第2条 本年度役員を次の通り定める。

会 長	水谷 昇
副 会 長	阪口 敦子
理 事	小川 純司（理事長）
理 事	西 真理子（事務局長）
理 事	土屋 純子（会計）
理 事	岡本 人麻希（書記）
理 事	丸谷 秀子
理 事	南 典子
理 事	渋谷 英津子
理 事	鈴木 文人
理 事	中道 広行
理 事	根本 利政
理 事	小泉 須美子
理 事	藤本 直幸
理 事	藤野 和人
理 事	辻 規子
理 事	小松 英美
理 事	藤原 一也
理 事	長谷川正博
理 事	槌谷 香織
理 事	榎並 由佳

会計監査 國居 麻里子（理事兼務）

クラブ代表 会員6名以上の団体代表者

尚、2022年度をもって会長、副会長を辞された「古井浩平氏」、「松永美津子氏」は、本連盟の「名誉会長」、「名誉副会長」として引き続き後進役員への助言、支援をいただきます。